給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第７号

愛知県東海市富木島町東長口87番地の17　ボヌール（３－Ａ）

再生債務者　石井　太悟

1　決定年月日時　平成27年８月５日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年８月26日まで

4　一般異議申述期間　平成27年９月２日から平成27年９月９日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００１４号

東京都足立区東綾瀬２－４－17

再生債務者　関　勇一郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年７月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年８月18日まで

平成27年８月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００２０号

東京都中野区本町１－１－５　トップ中野第４　407

再生債務者　永山　丈久

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年７月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年８月18日まで

平成27年８月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１号

埼玉県春日部市大沼５丁目142番地１

再生債務者　高澤　　剛

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年７月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年８月27日まで

平成27年８月６日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再ロ）第２号

愛知県一宮市大和町妙興寺字二反割33番地１　フレスト妙興寺406号

再生債務者　山口　明人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月３日まで

平成27年８月６日

名古屋地方裁判所一宮支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００１号

東京都三鷹市上連雀８丁目２番41―102号

再生債務者　高橋　久子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月５日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第３号

京都府長岡京市友岡４丁目17番13号

再生債務者　渕上　義夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月５日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再ロ）第１３号

大阪府東大阪市俊徳町２丁目７番14号

再生債務者　杉野　政哉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月４日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１００１４号

東京都東大和市清水３丁目886番地の11上埜方

再生債務者　池上　麻理(開始決定時の姓田中)

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月６日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成27年４月１日

裁判所共済組合代表者

最高裁判所長官　寺田　逸郎

第31条第１項の表中「$\frac{4.85}{1,000}$」を「$\frac{4.74}{1,000}$」に、「$\frac{9.70}{1,000}$」を「$\frac{9.48}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.85}{1,000}$」を「$\frac{4.74}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{1.36}{1,000}$」を「$\frac{1.55}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成27年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

平成26年度裁判所共済組合の決算に関する公告

平成27年８月14日

東京都千代田区隼町４－２

裁判所共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（平成27年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	6,751	流動負債	760
		固定負債	1,220
		剰余金	4,771
合計	6,751	合計	6,751

損益計算書の要旨

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	15,472	経常収益	16,869
特別損失	1	特別利益	8
当期利益金	1,404		
合計	16,877	合計	16,877

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（平成27年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	115	流動負債	19
固定資産	19	剰余金	115
合計	134	合計	134

損益計算書の要旨

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	34	経常収益	37
当期利益金	3		
合計	37	合計	37

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（平成27年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	1,355	流動負債	27
固定資産	0	剰余金	1,328
合計	1,355	合計	1,355

損益計算書の要旨

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	329	経常収益	404
特別損失	3	特別利益	0
当期利益金	72		
合計	404	合計	404